

資料 2

温泉行政の諸課題に関する懇談会（第2回）

<議事要旨（案）>

1. 日 時：平成18年7月24日（月）15：30～17：15

2. 場 所：経済産業省別館1014号会議室

3. 出席委員：8名（五十音順、敬称略）

石川 理夫 温泉評論家

今橋 正征 東邦大学名誉教授

岡部 昭典 静岡県健康福祉部生活衛生室長

岡村興太郎 （社）日本温泉協会常務理事

甘露寺泰雄 （財）中央温泉研究所所長

菊地 邦雄 法政大学人間環境学部教授《座長》

竹村 節子 （株）現代旅行研究所専務取締役

前田 真治 国際医療福祉大学・大学院リハビリテーション学領域教授

（欠席：村田 彰 流通経済大学法学部教授（法学部長））

4. 環境省側：南川自然環境局長、泉自然環境局総務課長、
中野自然環境整備担当参事官 他

5. 議 事

- (1) 温泉の成分分析について
- (2) 温泉資源の保護対策について
- (3) その他

(*なお、会議は公開で行われた。)

6. 議事要旨

○冒頭、座長より、次回懇談会では「温泉の利用上の注意事項及び禁忌症」と
「魅力ある温泉地づくり」を議題として取り上げる予定である旨、説明。

○議題1 「温泉の成分分析について」

事務局より、資料3に沿って「温泉の成分分析について」説明。

(各委員からの意見（概要）)

～温泉の成分分析に関する総括的意見～

- ・温泉成分の再分析は、個人の財産を守るという意味でも、温泉利用客への情報提供（事業者としての説明責任）という意味でも、実施する方向で制度を検討すべきではないか。

～温泉の成分変化の特徴について～

- ・自然湧出泉（酸性泉は除く）の場合は一般に変化しにくいが、動力泉の場合は10年くらい経過すれば成分変化するものがあると思う。
- ・動力揚湯泉は自然湧出泉と比較して成分の変化が起こりやすい。

～温泉成分の再分析について～

- ・温泉利用者に対する正確な情報の提供が大切であり、掲示が古いままでいうのはよろしくない。
- ・再分析を実施することにより成分の変化を捉え、資源保護の面からも指導できるようになるのではないか。
- ・温泉を利用して旅館等を経営する者にとって温泉は商売の糧であり、その状況を確認するという意味でも再分析は必要ではないか。
- ・再分析を指導するには法的根拠がなく、また、成分が10年で変わるという科学的根拠もないことから、都道府県が事業者に再分析を強く迫ることができず、かつ、法第30条に基づく報告徴収を実施することも難しいというのが現状。
- ・外国の事例としてドイツでは最長で20年、利用頻度の高い温泉は3年で再分析を行うようにしている。
- ・分析費用の負担が生ずるが、10年くらいを目途に再分析をすべきではないか。
- ・再分析を課した場合の費用は誰が負担することになるのか（源泉所有者か利用施設管理者かなど）。
- ・再分析の結果、温泉法の要件を満たさなくなってしまった場合の取扱いはどうするのか。自動的に温泉法の適用を受けなくなるという意見があるが、問題はないのか。

○議題2 「温泉資源の保護対策について」

事務局より、資料4に沿って「温泉資源の保護対策について」説明。

(各委員からの意見 (概要))

～温泉資源保護対策に関する総括的意見～

- ・温泉資源の保護対策を進めるに当たり、温泉源における温度・量・水位・成分の把握が難しく、ましてやその変化を読み取ることも難しい。そのための技術論を含めて今後どのように考えていくのか課題。
- ・個人又は地域などで、誰が責任を持って温泉資源の保護を行うのか、もう少し明確にする必要があるのかもしれない。
- ・大深度掘削など、温泉法を作った時代と違う状況が生じている点も課題である。

～都道府県の定める要綱・内規（掘削許可基準）について～

- ・静岡県では、保護地域・準保護地域・一般地域に区分。このうち、保護地域では原則新規の掘削は禁止。公共事業等により源泉を収用された場合は代替掘削を認めるとしている。
- ・東京都では、既存源泉との距離規制のほか、地盤沈下防止の観点から揚湯量の制限を行っている。また、個人住宅や集合住宅といった個人利用についても指導を行っている。許可審査の際の課題は、湧水地などの（市町村が定める）環境保全地域だった場合や住宅密集地の場合などである。
- ・審査の際の科学的根拠というものが必ずしも十分ではない。群馬地裁判決にもあるように、温泉の掘削申請に対して、賦存量などの基礎データもなく科学的な根拠をもって対応できていないという状況があるのではないか。

～大深度掘削について～

- ・大深度掘削が増えるということは、日本本来の温泉の特質である泉質の多様さを考えると危機感を覚える。
- ・湧出口で25度という線を引くならば、物理的な温度差（大深度での圧力により温度が上昇する分）を差し引くべきではないか。
- ・掘削泉は別規定（25度とは別の規定）を考えることが、掘削競争の歯止めにもなるのではないか。
- ・東京の場合は、温泉と言えば掘削泉。個人的には大深度掘削は問題だと感じる一方、2000m掘ろうが温泉は温泉だとも思う。
- ・大深度掘削の際、きちんとした工事をすれば浅い層の源泉に影響はないと思うが、果たしてそういう工事が行われているか疑問。

○議題3 「その他」

事務局より、資料5に沿って「温泉法第5条における掘削許可の有効期間について」説明。(各委員からの意見は特になし)

○事務局より、第3回懇談会は、平成18年9月4日（月）15時30より開催する旨説明。